

始良市物品調達等に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する物品の製造、購入及び売払い並びに役務の提供等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格者)

第2条 入札に参加することができる者は、資格審査を受け、第7条の規定により入札参加資格を有すると決定された者（以下「有資格者」という。）であって、第10条第1項又は同条第2項の規定に該当しない者とする。

(資格審査の時期)

第3条 定期の資格審査（以下「定期審査」という。）は、西暦の奇数年度（以下「審査年度」という。）に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加資格を認められていない者で新規に資格審査を申請した者又は定期審査による有資格者で当該入札参加資格を認められている営業種目以外の営業種目について新規に資格審査を申請した者については、審査年度の翌年度に資格審査（以下「追加審査」という。）を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、随時に資格審査（以下「随時審査」という。）を行うものとする。

(資格審査の申請)

第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（個人の場合は、身分証明書）

(2) 納税証明書

ア 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

イ 都道府県税について未納の税額がないことの証明書

ウ 始良市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納の税額がないことの証明書

（３） 財務諸表（申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書。個人の場合は、直近の所得税確定申告書の写し）

（４） その他市長が必要と認める書類

２ 前項の規定により添付すべき書類は、市長がこれにより難いと認めるときは、これと同等とみなされる他の書類に代え、又は提出を省略することができる。

３ 市長は、第１項の規定による申請の全部又は一部について、同項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

４ 前項の規定により電子情報処理組織を使用した申請がなされたときは、第１項に規定する申請書の提出がなされたものとみなす。

（資格審査の申請ができない者）

第５条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

（１） 令第167条の４第１項（令第167条の11第１項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。）に規定する者

（２） 営業に関し必要となる許可又は認可を得ていない者

（３） 資格審査申請日の直前の月末（以下「審査基準日」という。）現在で、営業開始後２年を経過していない者又は審査基準日以前において営業を停止した者で営業再開後２年を経過していない者

（４） 第10条第１項又は同条第２項の規定により入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその処分の日から２年を経過していない者

（資格審査の申請時期）

第６条 定期審査の申請時期は、審査年度の11月から３月までの間で市長が別に定める期間とし、その期間は市のホームページ等に掲載する。

２ 追加審査の申請時期は、審査年度の翌年度の11月から３月までの間で市長が別に定める期間とし、その期間は市のホームページ等に掲載する。

（資格審査及び結果の通知）

第7条 市長は、資格審査の申請があったときは、その内容を審査の上、入札参加資格の有無を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 定期審査による有資格者の入札参加資格の有効期間は、当該審査年度の翌年度の4月1日から起算して2年間とする。

2 追加審査による有資格者の入札参加資格の有効期間は、当該資格審査が行われた年度の翌年度の4月1日から起算して1年間とする。

3 随時審査による有資格者の入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認められた日から、その日後最初に到来する審査年度の3月31日までとする。

(変更等の届出)

第9条 有資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 令第167条の4第1項の規定する者に該当するに至ったとき。

(2) 入札参加資格を認められている営業種目において必要となる許可又は認可等が失効し、又は取り消されたとき。

(3) 第4条の規定により申請した事項に変更があったとき。

(4) 営業を休止し、再開し、又は廃止したとき。

(入札参加資格の取消し等)

第10条 市長は、有資格者が令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったと判明した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後2年間の範囲内で市長が定める期間入札に参加させないことができる。

(1) 令第167条の4第2項(令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。)各号のいずれかに該当する者であると市長が認める者

(2) 第5条第2号に該当するに至った者

(3) 虚偽の申請その他不正の方法により入札参加資格を得た者

(4) 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不適当と認められる者

(5) その他市長が市の契約の相手方として不適当であると認める者

3 市長は、前2項の規定により入札参加資格を取り消し、又は2年間の範囲内で入札に参加させ

ないこととしたときは、直ちにその旨を対象者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年1月1日から施行する。

(始良市物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 始良市物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（平成22年始良市告示第18号）

(2) 始良市庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成22年始良市告示第19号）

(3) 始良市役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成22年始良市告示第20号）

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に廃止前の前項各号に掲げる告示に基づいてなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によってなされたものとみなす。